

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の規定による閲覧の場所の指定（平成10年岩手県告示第1028号）の一部を次のように改正し、平成23年9月26日から施行する。

平成23年8月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後												
<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" data-bbox="145 521 767 1912"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 521 767 573">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 573 456 1865">                     法人の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡、<u>西磐井郡及び東磐井郡</u>の区域内に所在する場合（花巻市にあっては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、北上市にあっては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、一関市にあっては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、奥州市にあっては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、和賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、<u>東磐井郡にあっては東磐井郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u>）                 </td> <td data-bbox="456 573 767 1865">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 1865 767 1912">[略]</td> </tr> </table>	[略]		法人の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡、 <u>西磐井郡及び東磐井郡</u> の区域内に所在する場合（花巻市にあっては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、北上市にあっては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、一関市にあっては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、奥州市にあっては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、和賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、 <u>東磐井郡にあっては東磐井郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]	[略]		<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" data-bbox="831 521 1453 1912"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="831 521 1453 573">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 573 1142 1865">                     法人の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡<u>及び西磐井郡</u>の区域内に所在する場合（花巻市にあっては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、北上市にあっては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、一関市にあっては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、奥州市にあっては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、和賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）                 </td> <td data-bbox="1142 573 1453 1865">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="831 1865 1453 1912">[略]</td> </tr> </table>	[略]		法人の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡 <u>及び西磐井郡</u> の区域内に所在する場合（花巻市にあっては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、北上市にあっては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、一関市にあっては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、奥州市にあっては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、和賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	[略]	[略]	
[略]													
法人の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡、 <u>西磐井郡及び東磐井郡</u> の区域内に所在する場合（花巻市にあっては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、北上市にあっては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、一関市にあっては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、奥州市にあっては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、和賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、 <u>東磐井郡にあっては東磐井郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]												
[略]													
[略]													
法人の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡 <u>及び西磐井郡</u> の区域内に所在する場合（花巻市にあっては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、北上市にあっては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、一関市にあっては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、奥州市にあっては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、和賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	[略]												
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													